

# 令和6年度佐賀県臨床研修オンライン合同説明会運營業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和6年度佐賀県臨床研修オンライン合同説明会運營業務

## 2 事業目的

県内の臨床研修医の確保に向けた全国の医学生と県内基幹型臨床研修病院との接点づくりのため、県内全基幹型臨床研修病院（7病院）が参加する合同説明会を開催し、臨床研修マッチング率の向上を図る。

## 3 事業内容

### （1）合同説明会の企画

県が指定した開催日にオンラインでの合同説明会を実施すること。

なお、合同説明会は佐賀県内の臨床研修マッチング率を向上させるため実施するものであり、説明会後の各病院の病院見学や採用試験受験に繋がるように、説明会の内容（効果的な企画）及び広報の手法を工夫し、提案すること。

### オンライン合同説明会

#### ① 開催概要

開催日時	令和7年3月8日（土） 9:00～15:00の間
開催想定場所	Web上での合同説明会（佐賀県単独での開催を想定）
対象者	2025年3月以降に卒業見込みの医学部学生
参加病院数	県内基幹型臨床研修病院（7病院）
集客目標数	延べ視聴者数 150名
参加料の徴収	参加病院に対し説明会の参加料を徴収することは不可とする。 ただし、説明会に係るものであってもWeb又は雑誌等への個別の病院紹介記事の掲載等の経費は、各病院が負担するものとする（本事業は説明会本体の運営を委託するもの）。

#### ②内容

概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・説明会のタイムスケジュール、進行台本及び運営マニュアルを作成し、開催にあたり各病院と連絡調整を行うこと。</li><li>・参加病院を確認できる特設ページを作成すること。また、当該ページは各参加病院の特徴がわかるように構成すること。</li><li>・各病院の説明時間を設け、説明の際には、説明者と説明資料が同時に視聴できるようにすること。</li><li>・視聴環境についてはパソコン、タブレット及びスマートフォンを想定しており、それぞれで最適に視聴できる仕組みとすること。</li></ul>
Q&A機能	Q&A機能を搭載し、視聴者がリアルタイムで病院に質問できる仕組みとすること。
配信方法	冒頭に佐賀県の紹介動画を流すこと。また、1病院あたりの配信時間は25分以上（説明時間20分以上、質疑応答5分以上）設けること。リアルタイム配信が望ましいが、病院の負担等も考慮し、一

	部事前収録にすることも可とする。ただし、事前収録配信についてもリアルタイムでの Q&A 機能（チャット形式での質疑応答対応のため）は必須とする。
視聴離脱防止	Web 上での説明会については、その特性から開始早々に視聴離脱する視聴者が多い。これを極力防ぐため工夫すること。
個人情報	当日の視聴者の個人情報（氏名・メールアドレス等）については、視聴者の許可を得た上で、後日、視聴者が視聴した参加病院に提供すること。

## （2）合同説明会の運営

参加病院及び参加希望学生からの問い合わせ対応業務、広報、運営スタッフ及び必要な機材の手配、受付、事前リハーサルの実施、進行管理等開催に係る一切の業務を行うこと。

また、説明会后に各病院の病院見学や採用試験受験に繋がるよう、必要に応じて病院の説明内容や方法について助言するなど、サポートすること。

## （3）広報業務

学生へのダイレクトメール配信、メディア媒体の活用（メールマガジンや SNS、ホームページ等）、キャンペーン及び対象学生が在籍する大学等へのアプローチ等を実施し、集客目標数達成に向け周知広報をすること。

## （4）アンケートの実施

参加学生に対しアンケート調査を実施すること。なお、回答の手間が合同説明会参加の妨げになることが無いよう留意すること。

また、参加した病院に対して、合同説明会終了後の感想や反省点の聞き取りを行うこと。

## （5）実績報告

事業が完了した時は、速やかに事業完了報告書（任意様式）を作成し、関係書類（合同説明会の概要、参加者数、参加者の属性、参加者アンケート結果、記録写真等）を添えて委託者に提出すること。

## 4 委託金額

2,350,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

## 5 履行期間

委託契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

## 6 留意事項

- ・委託業務の実施にあたっては、県と受託者で適宜協議を行い決定する。
- ・本事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- ・本事業の実施に係る関係機関との調整や申請・届出等が必要な場合については、受託者によりこれを行うこと。
- ・本事業の実施に係る設備・資機材及び景品等は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用は全て契約金額に含めること。
- ・真にやむを得ない理由がある場合は、説明会の時期及び場所等を変更する可能性がある。その際は

県と受託者との協議によって決定する。

- ・受託者の責任による会場の汚損及び損傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償すること。